

行 動 規 範

この規範は東京商品取引所グループの役員及び社員（名称の如何を問わずこれらに準ずる者を含む。以下同じ。）に適用するものとし、役員及び社員は次に掲げる事項を誠実に遵守して行動しなければならない。

法令及び諸規則の遵守

役員及び社員は、法令の遵守が職務を遂行する上で基本要件であることを鑑み、商品先物取引法及び会社法その他関連する法令及び諸規則を誠実に遵守してその職務を遂行しなければならない。

権限の適正行使

役員及び社員は、職務権限を適正に行使しなければならない。

地位の私的利用の禁止

役員及び社員は、当グループの名義又は自己の職務権限及び地位を私的利益のために利用してはならない。

不正な利益の禁止

役員及び社員は、職務上の権限又は地位を利用して、不正に個人的な利益を得てはならない。取引参加者、清算参加者及び取引先等から、社会常識を超える接待を受け、又は金銭若しくは物品を受け取ってはならない。

情報漏洩の禁止

役員及び社員は、在職中はもとより退職後においても、当グループで知り得た情報を漏洩してはならない。

基本的人権の尊重

役員及び社員は、他の役員及び社員の基本的人権を十分に尊重するとともに、宗教、信条、国籍、性別、年齢又は身体の障害を理由として差別的に取り扱ってはならない。

ハラスメントの禁止

役員及び社員は、他の役員及び社員に対して性的嫌がらせ又は他人にハラスメントと誤解される恐れのある行為をしてはならない。また、相手に不快感を与える性的言動をしてはならない。

反社会的勢力への対応

役員及び社員は、反社会的勢力に利益提供を行ってはならない。また、役員及び社員は、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合は、毅然とした態度でこれを拒絶しなければならない。

会社への通報

役員及び社員は、この行動規範に違反する行為を発見したときは、当グループ内に設置する所定の通報窓口へ通報しなければならない。

以 上